

厚生労働省
経済産業省
環境省告示第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質（平成二十九年厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠
経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|----------------|--|----------------|--|
| 化学物質の分類 | 官報整理番号 | 化学物質の分類 | 官報整理番号 |
| (1)～(5) [略] | [略] | (1)～(5) [略] | [略] |
| (6)有機重合系高分子化合物 | 〔(6)有機重合系高分子化合物〕の項整理番号1（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、6（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、10（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、18（ブター1－エン・エテン共重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、47（エテン・5－エチリデンピシクロ〔2. 2. 1〕ヘブター2－エン・プロパー1－エン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）に限る。）、48（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、66（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、120（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、126（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、127（メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）に限る。）、134（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、136（ブタジエン・スチレン共重合物の水素化物（ただし、ベンゼン環は水 | (6)有機重合系高分子化合物 | 〔(6)有機重合系高分子化合物〕の項整理番号1（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、6（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、10（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、18（ブター1－エン・エテン共重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、47（エテン・5－エチリデンピシクロ〔2. 2. 1〕ヘブター2－エン・プロパー1－エン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）に限る。）、48（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、66（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、120（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、126（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、127（メチル＝メタクリラート・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）に限る。）、134（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）、136（ブタジエン・スチレン共重合物の水素化物（ただし、ベンゼン環は水 |

から(7)―3065まで、(7)―3068から(7)―3075まで、(7)―3077から(7)―3083まで、(7)―3086から(7)―3088まで、(7)―3090から(7)―3106まで、(7)―3108、(7)―3109、(7)―3112から(7)―3135まで、(7)―3137から(7)―3144まで、(7)―3149から(7)―3151まで、(7)―3153から(7)―3165まで、(7)―3168から(7)―3177まで、(7)―3179から(7)―3197まで、(7)―3199から(7)―3219まで、(7)―3221から(7)―3223まで、(7)―3225から(7)―3238まで、(7)―3241から(7)―3244まで、(7)―3246から(7)―3260まで、(7)―3262から(7)―3272まで、(7)―3274から(7)―3286まで、(7)―3288から(7)―3304まで、(7)―3307から(7)―3325まで、(7)―3327から(7)―3329まで、(7)―3335から(7)―3343まで、(7)―3347から(7)―3355まで、(7)―3358から(7)―3363まで、(7)―3365から(7)―3372まで、(7)―3375から(7)―3377まで、(7)―3379から(7)―3383まで、(7)―3385から(7)―3393まで、(7)―3396から(7)―3424まで、(7)―3426、(7)―3431から(7)―3436まで、(7)―3439から(7)―3447まで、(7)―3449から(7)―3454まで、(7)―3456から(7)―3458まで、(7)―3460、(7)―3461、(7)―3464から(7)―3484まで、(7)―3486から(7)―3495まで、(7)―3497から(7)―3504まで、(7)―3506から(7)―3508まで、(7)―3510から(7)―3520まで、(7)―3523から(7)―3528まで、(7)―3534から(7)―3543まで、(7)―3547から(7)―3554まで、(7)―3557から(7)―3564まで、(7)―3567から(7)―3574まで、(7)―3578、(7)―3579、(7)―3581、(7)―3582、(7)―3584、(7)―3585、(7)―3587、(7)―3588、(7)―3590から(7)―3594まで及び(7)―3597から(7)―3600まで

(8)・(9) [略]

[略]

から(7)―3065まで、(7)―3068から(7)―3075まで、(7)―3077から(7)―3083まで、(7)―3086から(7)―3088まで、(7)―3090から(7)―3106まで、(7)―3108、(7)―3109、(7)―3112から(7)―3135まで、(7)―3137から(7)―3144まで、(7)―3149から(7)―3151まで、(7)―3153から(7)―3165まで、(7)―3168から(7)―3177まで、(7)―3179から(7)―3197まで、(7)―3199から(7)―3219まで、(7)―3221から(7)―3223まで、(7)―3225から(7)―3238まで、(7)―3241から(7)―3244まで、(7)―3246から(7)―3260まで、(7)―3262から(7)―3272まで、(7)―3274から(7)―3286まで、(7)―3288から(7)―3304まで、(7)―3307から(7)―3325まで、(7)―3327から(7)―3329まで、(7)―3335から(7)―3343まで、(7)―3347から(7)―3355まで、(7)―3358から(7)―3363まで、(7)―3365から(7)―3372まで、(7)―3375から(7)―3377まで、(7)―3379から(7)―3383まで、(7)―3385から(7)―3393まで、(7)―3396から(7)―3424まで、(7)―3426、(7)―3431から(7)―3436まで、(7)―3439から(7)―3447まで、(7)―3449から(7)―3454まで、(7)―3456から(7)―3458まで、(7)―3460、(7)―3461、(7)―3464から(7)―3484まで、(7)―3486から(7)―3495まで、(7)―3497から(7)―3504まで、(7)―3506から(7)―3508まで及び(7)―3510から(7)―3518まで

(8)・(9) [略]

[略]

備考 表中の [] の記載は注記である。